

農業農村整備事業における環境配慮工法導入の現状と課題

－福井県内の事例から－

The Current Situations and Problems for Applying Environmental Friendly Methods on Agricultural and Rural development Projects

－ Case Studies in Fukui Prefecture －

○佐々木 繁一*

SASAKI Shigekazu

1. はじめに

平成13年の土地改良法の改正以降、土地改良事業の施行に当たっては、「環境との調和への配慮」が事業実施の原則として位置付けられ、現時点で約13年が経過したことになる。その間、農業土木研究者による水田生態系の解明や農業土木技術者による環境配慮工法が提案され、農業農村整備事業実施に伴い、これらの知見を現場の状況に応じて適用してきた。環境配慮工法の導入にあたっては、地域懇談会や学識経験者を交えた検討会を介し、当該地区に生息・生育する動植物の情報提示や保全対象種の選定などを行いながら合意形成を図り実践している。しかし、こうした環境配慮工法導入に対する合意形成を得るための一連の流れは確立しつつあるものの、その結果については、果たして「環境との調和への配慮」という目的を満足するものであるか疑問の残る場合が多い。本報では、福井県内において、これまで実施してきた環境配慮工法導入に至る過程を振り返り、今後に向けた改善点を探る。

2. 福井県における環境配慮工法導入の流れ

環境配慮工法導入に至る流れは、事業計画（事業採択前）と事業実施（事業採択後）に大別される。事業計画においては、地区内に生息・生育する動植物の概要、ならびに環境配慮工法を含む環境配慮事項を、学識経験者で構成される農業農村整備事業環境配慮情報検討会に報告し、意見を事業実施に反映させていく。そして、事業実施においては、環境配慮工法導入に至る関連業務として生物調査、環境配慮検討会を行った後、設計・施工を実施する。環境配慮検討会では、当該地区に生息・生育する動植物の情報提示・共有、環境配慮工法型式および位置の検討や環境配慮施設の維持管理計画を協議し、設計・施工に反映させていく（図1）。なお、環境配慮検討会の主な構成員は学識経験者（大学関係者）、専門

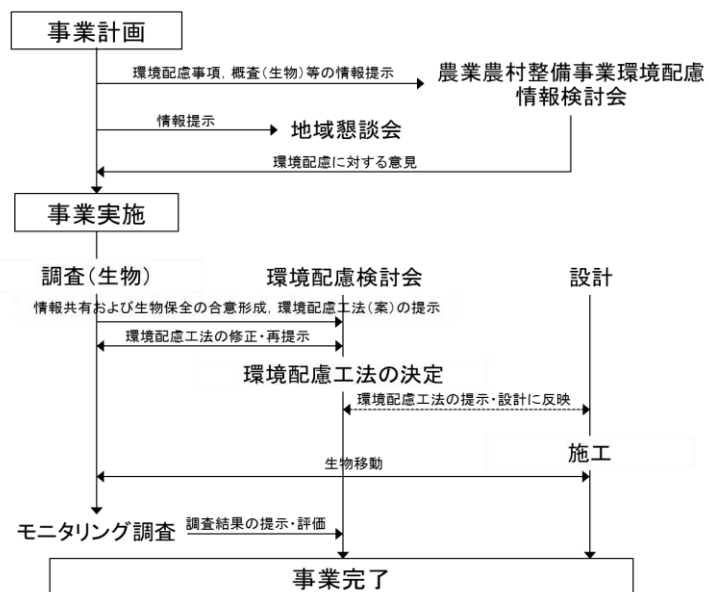


図1 環境配慮工法導入に至る主な流れ

*福井県土地改良事業団体連合会 Federation of land improvement associations in Fukui prefecture

キーワード：農業農村整備事業、環境配慮工法、合意形成



頭首工の魚道設置



ため池堤体の改修

図2 環境配慮工法導入の事例

家、土地改良区、事業主体、各業務請負業者である。

3. 環境配慮工法導入の成否とその要因

環境配慮工法の導入が成功した例として、頭首工の魚道設置、ため池堤体の改修の2つの事例を紹介する(図2)。頭首工の魚道設置においては、環境配慮施設の設置が事業目的であり、魚道型式、設置位置など検討課題が明確であった。さらに、環境配慮検討会の構成員も土地改良区、河川漁業組合、専門家、事業主体など関係機関が少数であったことから、合意形成を図ることが容易であったと考えられる。次に、堤体を改修したため池は、福井県版レッドデータブックに県域絶滅危惧Ⅰ類として記載され、県内における絶滅が危惧されている小型のトンボ類が生息する福井県内唯一の場所であった。そのため、事業当初から保全対象生物が絞り込まれ、否応なしに関係機関の保全意識が高まったことから、環境配慮工法の導入がスムーズに進められた。一方で、環境配慮工法の導入が困難となった事例として、図1に示す事業実施中での環境配慮検討会が開催されなかったために関係機関の間で情報共有がされなかったことや、環境配慮検討会が行われても事業実施地区が広範囲で関係機関(集落)が多数となったために、生息・生育する動植物や、環境配慮工法の内容および導入位置に関する情報が地区全体に周知されなかったことがあげられる。ただし、後者については、合意形成に費やす時間を十分確保できれば、環境配慮工法の導入に至った可能性がある。

4. 今後の展望

これまで、環境配慮工法の導入に至る課題についてのみ検討してきたが、一方で、導入後における施設の維持管理についても課題は残されている。導入された環境配慮施設を維持管理するのは土地改良区や営農者となることから、これら関係機関・関係者への合意形成は必須である。「誰が、どのように、いつまで」管理するのかといった課題は、導入時における障壁にもなっている。効率化が進む農業であっても、担い手不足や高齢化が進んでいる中では、営農以外に労力を割くことは厳しい。事業採択の理由として、生産性の向上や維持管理の軽減などの要望がある一方で、土砂堆積を促進させる水路構造や営農管理を妨げる可能性のある環境配慮施設の導入は、相反するものと捉えられてしまう。なお、現在、進められている環境配慮施設の劣化に伴う施設更新は、同時に環境配慮施設の導入を図る機会と期待されるが、維持管理についての課題は残っている。

現状においては、事業実施期間という限りある時間で、情報共有や合意形成の一層の充実を図り、事業完了後のフォロー体制を構築することが「環境との調和への配慮」実現への近道と考える。